

(仮称)提案公募型補助金制度(案)について

1 基本的な考え方

国においても「新しい公共」という理念のもと、市民、NPO、事業者等が複雑多様化する公共サービスを担い、行政のみではなしえなかつたきめ細やかなニーズへの対応、また、斬新なアイデアを取り入れる施策が進められています。本市においても、文化、スポーツ、教育、福祉、環境、子育て支援等の活動を支援するテーマ別の「(仮称)提案公募型補助金制度」を新たに創設します。

「新しい公共」

行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・市民活動団体・事業者などの多様な実施主体も「公共」を担い、様々なニーズに対応しようという考え方です。NPOの活躍などがその例の一端ですが、ここ数年、国においても活発な議論が行われています。

本市では、既に中心市街地活性化・産業振興分野で、提案公募型補助金制度を実施しています。これらを踏襲しつつ、全庁的なルール創設、また、全庁的に広げる制度とします。

共通の全庁的ルールを定め、各分野ごとに募集基準等の個別ルールを定めます。

(別紙：図1参照)

2 (仮称)提案公募型補助金制度

[対象事業]

市民生活の向上や市民の利益につながる事業で、市が取り組む方向性と一致し、補助金執行により効果的・効率的に成果が上がる公益事業

[内容]

補助率：補助対象経費の1/2を基本とする

対象経費：「食糧費・慶弔費・交際費」を除く事業実施に必要な経費

補助回数：既得権化を防ぐ意味からも、同一団体の同一事業については、3回を限度とする。

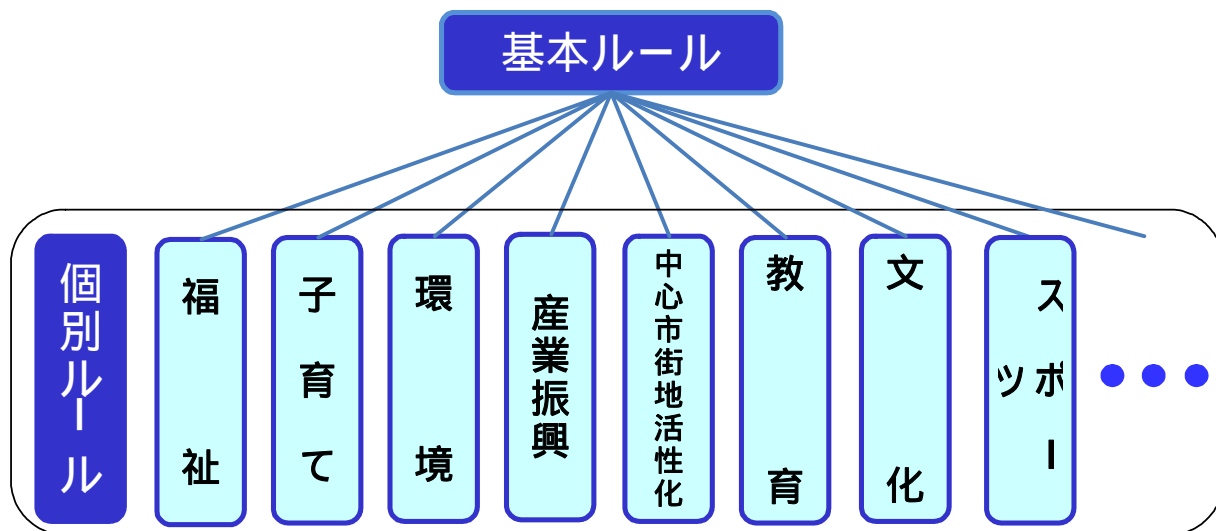
3 (仮称)提案公募型補助金の事務フロー

別紙：図2のとおり

4 採用団体の選考

採用団体の選考は、全庁的に統一した(仮称)提案公募型補助金推進委員会(以下「委員会」)を設置し、委員の意見を踏まえ、市が採用団体を決定します。委員会は外部委員により構成し、オブザーバーとして各所管課職員を置きます。

【図1】



【図2】

